

# 車いす貸出申請書

申請者氏名		整理No.
住所	貝塚市	
生年月日		車いすNo.
電話番号		
代理人		
住所		
電話番号		
貸出理由		
貸出期間	令和 年 月 日 から	
	令和 年 月 日 まで	

上記のとおり、車いすの貸出を申請致します。  
なお、返却については上記返却日までに間違いなくお返し致します。

令和 年 月 日

氏名 ㊟

返却日	令和 年 月 日
氏名	<span style="float: right;">㊟</span>

返却時 社協受付者

- \* 車いすの貸出期間は最長3カ月です。延長・更新はできません。
- \* 車いす使用期間中に現品破損等の場合、応分の修理代は自己負担となります。
- \* 予期せず車いす使用中に事故が起こった場合、当会としては責任を負いかねますのでご了承ください。

社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会  
〒597-0072 貝塚市畠中1丁目18番8号  
【保健・福祉合同庁舎内3階】  
電話 072-439-0294